

平成26年涌谷町議会定例会3月会議（第4日）

平成26年3月14日（金曜日）

議事日程（第4号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第37号 平成26年度涌谷町一般会計予算

1. 議案第38号 平成26年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第39号 平成26年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第40号 平成26年度涌谷町宅地造成事業特別会計予算

1. 議案第41号 平成26年度涌谷町公共下水道事業特別会計予算

1. 議案第42号 平成26年度涌谷町農業集落排水事業特別会計予算

1. 議案第43号 平成26年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第44号 平成26年度涌谷町水道事業会計予算

1. 議案第45号 平成26年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算

1. 議案第46号 平成26年度涌谷町老人保健施設事業会計予算

1. 議案第47号 平成25年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算

1. 議案第48号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

1. 議案第49号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

1. 議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結について

1. 議案第51号 工事請負契約の変更契約の締結について

1. 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について

1. 議案第 2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について

1. 請願・陳情

1. 常任委員会の選任

1. 議会運営委員の選任

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 参事兼課長	城口貴志生君	総務課長 防災交通室長	小島昭君
企画財政課長 参事兼課長	高橋宏明君	まちづくり推進課長	今野博行君
税務課長 参事兼課長	佐々木忠弘君	町民生活課長	泉沢幸吉君
町民医療福祉センター長	青沼孝徳君	町民医療福祉センター 副センター長兼 福祉課長	佐々木敏雄君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 健康課長	久道光子君
農林振興課長 参事兼課長	村上芳行君	建設課長 参事兼課長	平塚盛茂君
上下水道課長	安田富夫君	会計管理者心得 兼会計課長	大崎とみ子君
農業委員会会長	佐竹榮一君	農業委員会 事務局長	櫻田克嘉君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課長 参事兼課長 兼給食センター所長	高橋勝一君
生涯学習課長	門田勝則君	代表監査委員	柳渕茂君

事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋正幸	総務班長	木村智香子
---------	------	------	-------

◎開議の宣告

(午前11時18分)

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

予算審議、大変お疲れさまでございました。

鈴木委員長、まことにご苦労さまでございます。

ただいまより本会議を開会いたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎議案第37号～議案第47号の採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第1、議案第37号 平成26年度涌谷町一般会計予算から議案第47号 平成26年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長から審査結果の報告を求めます。委員長。

○委員長（鈴木英雅君） それでは、審査の結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第37号 平成26年度涌谷町一般会計予算から議案第47号 平成26年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算まで11件を審査いたしました。いずれも原案のとおり可決するべきものと決しましたので、議事録を添えて報告いたします。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） ありがとうございます。

ただいまの予算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

各会計ごとの討論は既に予算審査特別委員会で行っておりますので、一括討論といたします。

討論ございませんか。11番。（「反対」の声あり）ほかにございませんか。（「なし」の声あり）11番。

○11番（長崎達雄君） 私は、26年度当初予算に反対するものであります。

私は、町長の施政方針に対しても政策の中身を総括的に検証するための総括質問をし、また一般会計の財政についても総括質問をいたしました。一般会計についても、安部町政の一番の弱点である商工業対策、その中で

も特に商業分野について強く批判をし政策提言もいたしました。さきに駅をおりれば直感的にその町の賑わい
がわかると言われる。商店街がない、夜になれば暗い通りに変身する、このような町に観光客が来るはずがない。
これを変えるのが町民に対する町長の責任ではないか。年々歳々、年が変わっても相も変わらず8億円の
融資制度だけでただお茶を濁しているだけである。実績が減っているのに、惰性で予算をつけているとしか思
えない。

町長が施政方針の中で高らかに打ち出したサービス付高齢者住宅建設構想も、答弁を聞く限りにおいては単なる
高齢者福祉に限定した行政の縦割りの答弁で、町中居住、賑わいの創出まで考えた横割りの発想がない。こ
れは、縦割り行政の欠陥である。各課のコラボの中で事業を考えることが肝要である。

観光対策も観光物産協会任せで交流人口を図る、人口増を図る具体策がない。歴史遺産が豊富といっても、そ
れだけでは発進力が弱い。村井知事は三本木にパークゴルフ場造成を発表している。ヨークベニマルだけで観
光客が呼べるわけがない。国道が2本交差して交通の利便性があるのだから、人プラススポーツプラス温泉が
一番有望な交流人口増対策である。

6次産業についても毎年、関連事業者掘り起こしだけに50万円の予算をつけるだけで、どんな効果があったの
か、その姿が見えてこない。農林振興課がJAみどりののひさしを借りて、これまでどんなアドバイスを受け
たのか。6次産業化は、地産地消ではなく地産外消で、涌谷の農産品をいかに付加価値をつけて流通ルートに
橋渡しをするか、マッチング力がJAみどりのに欠けているから、穴だけ掘っているに過ぎない。町長は、北
海道、山形、名古屋や外国に出かける前に、国の農政の各種審議委員を歴任している6次産業のエキスパート
である当町出身の宮城大学副学長の大泉一貫先生の知恵を借りるよう動くべきであります。どうして動こうと
しないのか理解できない。自治体交流とかゆるキャラをつくったり話題づくりについては得意だが、地に足の
ついた政策がないことと将来的なまちづくりの展望がないことが懸念される。

特別会計には全て賛成したが、国保特会の質疑の中で町長は、長崎議員のために附属機関の委員から議員を外
したのは失敗だった、復活させるような考えを示唆されたが、二元代表制と全国知事会議長会と全国町村議
長会の答申に逆行する発言である。私の20年にわたる議員生活で、議員が附属機関の委員になって他の議員にな
んのメリットがあったのか。委員になった者だけがわかって、そこで決めたことが議会ではろくな説明も勉強
する時間もなく質疑なしでただ賛成するだけであったことは、町長自身が一番わかっていることではないのか。
一番大事なことは、何事も包み隠さず情報公開することである。それをもとに、かんかんがくがく議論するこ
とであります。それとともに、議員1人1人が関係する書籍やインターネットを駆使して勉強することが大事
である。私を含めて、議員の勉強が足りないことを認識しなければなりません。

いろいろこう申し上げましたので、私の反対討論を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成26年度涌谷町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤釈雄君） 起立多数であります。

よって、議案第37号 平成26年度涌谷町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成26年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 平成26年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成26年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 平成26年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成26年度涌谷町宅地造成事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 平成26年度涌谷町宅地造成事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成26年度涌谷町公共下水道事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 平成26年度涌谷町公共下水道事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成26年度涌谷町農業集落排水事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成26年度涌谷町農業集落排水事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成26年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 平成26年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成26年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 平成26年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成26年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 平成26年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成26年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 平成26年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成26年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 平成26年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号～議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議案第48号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてと、日程第3、議案第49号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてはそれぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました議案第48号、第49号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきにお認めいただきました議案第24号の宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてと同様に、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会規約の構成団体である塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合が広域事務の効率化推進のため、平成26年4月1日から1つに再編、統合されますことから、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき議決をお願いいたします。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。（「説明省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第50号の提案の理由を申し上げます。

本案は、定例会7月第2回会議で契約の議決をいただきました平成25年度涌谷町災害公営住宅造成工事（渋江地区）の変更契約となります。

本変更契約につきましては、809万8,650円を増額いたし、1億3,829万8,650円で株式会社内海土木と平成26年3月7日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約の変更契約について議決をお願いいたしますのでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

1 契約の目的、平成25年度涌谷町災害公営住宅造成工事（渋江地区）、2 工事場所、涌谷町字渋江地内、3 契約金額、変更前1億3,020万円、変更後1億3,829万8,650円、契約の相手方、宮城県遠田郡涌谷町字下道砂押一
号126番地、株式会社内海土木、代表取締役内海裕司。

本件につきましては、渋江地区における災害公営住宅敷地造成工事でございます。造成に着工し掘削をしたところ、当初設計段階の予定より地盤が弱く、そのために転用土で済ませる予定だったものを購入土に変更したり、それから道路部分の路床改良が必要となったことから809万8,650円増の仮変更契約を3月7日に締結し、本日議決をお願いするものでございます。

なお、工期につきましては現契約どおり7月31日までとなるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。13番。

○13番（大橋信夫君） しっかりした契約だろうと思うんですが、いわゆる積算根拠ですね。いわゆる変更契約で、今までこのような細かい積算数字はなかったと。8,650円ですね。いわゆる、それだけしっかりと積算した結果こうなったんだと思うんですけども、そうやって今まで万単位で納めていたのはどうなのかなというような……。いや、ちゃんと積算したと思いますよ。その点についてちょっと疑問を持ったものですから。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） この工事自体については建設課のほうで担当しておりますが、この変更契約をするに当たって、業者のほうから変更の申し出があった段階におきまして敷地造成の設計業者と十分協議して、その変更の申し出が妥当なものかどうか十分協議して変更契約に至ったものでございますし、あと現在、新聞等でご承知の被災3県においては非常に建設資材等、高騰しております。今回、転用土を購入土に変更する等でそういった資材を購入する必要が出てきたということで、こういった変更契約に至ったものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第5、議案第51号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第51号の提案の理由を申し上げます。

本案は、11月会議で契約の議決をいただきました平成24年度（補正）都市公園長寿命化工事（城山公園）その2の変更契約となります。

本変更契約につきましては、850万5,000円を増額いたし、7,885万5,000円で株式会社寒澤建設と平成26年3月7日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約の変更契約について議決をお願いいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、議案第51号についてご説明申し上げます。

1 契約の目的、平成24年度（補正）都市公園長寿命化工事（城山公園）その2、2工事場所、涌谷町涌谷字下町地内、3 契約金額、変更前7,035万円、変更後7,885万5,000円、契約の相手方、宮城県遠田郡涌谷町字田町裏127番地、株式会社寒澤建設、代表取締役藤倉仁哉。

本工事につきましては、城山公園における都市公園の長寿命化工事でございますが、着工後、舗装等の数量精査による増額と、それから公園内ということで立木やそれから園路が狭小であるということによって、当初予定していたのよりも小型の建設機械等を使用するなど予定より作業効率が低かったため増額が必要となりました。850万5,000円増、工期を3月20日から3月25日とする仮変更契約を3月7日に締結し、本日議決をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 課長ですね、契約なんですけれども、不思議なのは、さっきも言っていたんだけれども、資材の高騰、3県被災しているからとかというそういう言いわけがあるんですけれども、私から言わせると業者の見積もりなりそういったものが、積算なりが不適切、要は適切じゃなかったんじゃないかという不安を持ちます。あと、さっき課長が言っている、被災3県が高騰していると言いますけれども、私ある業者に聞いたら、47都道府県で被災したのは3県ですと、材料はほかの県にいっぱいありますよと。ただ、人件費だけが高くなっているというふうに言われている業者もいるんですが、その辺、町としてはどういう確認をとって業者からただ聞いたことをそのままのみにして金額を反映させているようにしか見えないんですけれども、ならば逆にこういう議案書の中に出てくるのが、積算等をやってみたら工事費がもっと安くなりましたよという議案書だったらすごく歓迎するわけなんですけれども、その辺の調べはどうなっているんでしょうか。

○議長（遠藤釈雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 先ほどの議案第50号の質疑の中で13番議員さんのほうにもご説明いたしましたが、本工事につきましても設計業者による設計に基づき予定価格を決め、契約をしたものでございます。

それで、本変更契約につきましても当然、業者からその変更協議で出てきた試算額に現請負率を掛けて仮変更契約をいたしておりますし、当然当初設計をした業者に変更契約の妥当性について十分相談をし変更契約したものでございますので、その積算について当然妥当なものだというふうに考えております。

○議長（遠藤稯雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 実は、課長ね、いろいろ調べてみたんですけども、涌谷町の工事請負契約で変更になるというのは、震災後がうんと多いんですよ。震災前はないんです、そんなに。その辺、ちょっとカットしてもきちんと精査する必要がある。正直、財調を2億円も崩して組む当初予算の中で、これは変更でまたお金が800万円もかかるわけですけども、やっぱりなるべく経費の節減、そしていいものをつくるというそういう考えのもとに入札のほうもそうだし、財政課のほうでもやっていたかかないと、我々町民から負託されている議員としては何でもありきでは、値上がりしました、値上がりしました、皆議会で認められましたという、私らも負託を受けている以上はその辺についてもやっぱり議論していかなきゃいけない部分、そしてチェックしなければならない部分だと思いますので、やっぱり業者にもその辺をきちんとカットして、明確にこの部分がこうだということが議員にも納得いくような明確なものを資料としても提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 震災後に非常に変更契約が多いという点については、確かに私も変更契約が多いというふうに感じております。

ただ、11番議員さんの一般質問の際に町長答弁いたしましたように、工事の積算というのは単価本と言われる建設技術協会等で発行している単価に基づいて積算をすることでございますが、町長の答弁にありましたように例えば単価本の東北版でありますと、その東北の主要都市ということで仙台近郊の人件費であるとか資材の価格を参考にその単価本が作成されるやに聞いております。それで、震災前については特に、今8番議員さんもおっしゃったように、特に人件費について仙台市近辺、主要都市近辺と地方部分で実際の単価本の単価よりも業者で持っている、要するにこの地方での単価のほうが安価であったために、落札率そのものも低い落札金額で契約もできておりましたし、始まってからも要は単価本にある単価よりも実勢単価のほうが安かったから、その中でいろいろなことがのめたというような状況もあったわけでございますが、被災後、もう単価本の単価よりも地方においても実勢単価のほうが上回っているようなことがございまして、マスコミに上がりますように、例えば県の契約だと3割とか4割が不調に終わっております。というのは、結局その単価本にある単価よりも実勢単価のほうが上回っているために、その条件ではその契約がのめないということで、県工事なんかでは非常に落札不調がふえております。

そういった状況も鑑み、さらに積算というか業者からの申し出が妥当かどうかについては設計業者のほうに確認しながら事業を進めておりますので、事務サイドとしては間違いのないものというふうに考えております。

○議長（遠藤稯雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 課長の言っている分は本当に十分理解はできるんですけども、要はない金で町政運営をやるほうも大変だし、また我々も見守るほうも大変なんですよ。

それで、一つもっと不思議なのは、855万円を上乗せするに当たって、工事日がたった5日間だけ先に伸びる

という、ということは5日間で855万円使うということですよ。我々議員の給料からいわせたら2人分、たった5日間で、我々365日そういった中でやっている中で。これからすると、たった5日間で855万円使われるのは、本当に本当に嫌なんです。こんな個人的な意見になってしまいますけれども、その辺に精査が必要ではないかということが私の考えなんです。じゃあ、設計業者が間違っていたら、設計業者に言われたことが全て業者と一緒にになってしまうと全部そういうふうになるということになるんですが、それは設計業者ありきなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（平塚盛茂君） それでは、建設課として回答したいと思います。

増額の要因なんですけれども、城山公園の中での園路が狭いということで諸運搬経費が予想以上にかさんだということと工事内容を精査したところによる増額でございます。資材とかあるいは賃金によるものではないことをご理解していただきたいと思います。

それから、工期につきましては、今回2月の大雪等におきましてそういう中での工事の延期ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第51号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） これも続けて変更契約になります。議員の皆様方には心苦しい説明となりますけれども、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成25年12月20日付で契約いたしました平成25年度（災）涌谷公民館解体工事の変更契約となります。

本変更契約につきましては、解体工事中に判明いたしましたアスベストの除去工に係る工事費を増額いたすも

ので、株式会社白岩建設と平成26年3月10日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約の変更契約について議決をお願いいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、議案第52号を説明申し上げます。

1 契約の目的、平成25年度（災）涌谷公民館解体工事、2 工事場所、涌谷町字下道地内、契約金額、変更前2,268万円、変更後5,145万1,200円、4 契約の相手方、宮城県遠田郡涌谷町字六軒町裏191番地1、株式会社白岩建設、代表取締役白岩敬子。

本件につきましては、ただいま町長の提案理由にありましており、着工後にアスベスト除去工が必要と判明し、2,877万1,200円増、工期を5月12日から7月22日とする仮変更契約を3月10日に締結し、本日議決をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 一応参考のために聞いておきます。

仮に、町として2,268万円で請け負ったものが、一気にこのアスベストがあるということでこれだけの金額になるということになった場合に、今までそれを請け負った、落札した業者にそのままそのように見積もりさせて工事させることが果たして町のためにいいのかどうか。新たに業者を、アスベストを専門にやる業者をお願いして見積もりを出してやらせるのとというふうないろいろな方向があったかと思いますが、私としてはちょっと素人業者がそのアスベストを扱うこと自体が安価じゃなくて単価が高くなるの、これ当然だと思うんですね。極端にいったら今までやったことないとか、いろいろあると思います。やっぱり専門業者ってあると思うんですね。私、聞くところによると山形にはそういった業者もあると聞いておりますが、その辺はどういうふうにしてこうなったのか、きちんとわかるように説明をお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 今回の工事請負契約の変更につきましては、町長の提案理由にありますように12月20日付で契約を締結しております公民館解体工事の一環で、建物の屋根を外したところ、中からアスベスト様の物が出てきたということで、同じ解体工事の一連の流れの中でのアスベスト除去工ということになりまして、ただ、今、議員さんご指摘のように、本契約者についてはアスベスト処理の専門業者ではないということもございまして、実際のその工事については契約者が下請に出す形で、契約者自体はアスベスト除去工については管理のみを行うような形態となるものでございます。

もし、その同じ現場ということで、ただいま議員さんおっしゃったようにアスベスト除去工のみを別業者に請け負わせるということになれば、一旦12月20日に締結した契約そのものを解除するような形になりますことから、そういったときに違約金が生じたり妙な経費が逆にかかってしまうということで、現契約者である会社と変更契約という形でアスベスト除去工を締結したものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 課長が言っていることがそうなんだろうというふうには理解しますが、ただ町民か

ら見れば、町民から見ればですよ。2,000万円で見積もったものが5,000万円になりましたと。ただ単にこれが、うわさだけが飛び交うような状況になった場合に、それは議員たちもそれを許したんですかということにもなりかねないですよ。だから、そういった部分ではやっぱり誤解のないように業者を分けることもものによっては必要であろうと。それだって、当初請け負った業者だって理解するんじゃないかと。特に、町内業者であったならば、その辺は、「いや、私どもの専門外ですから、その部分については他業者をお願いしてプロをお願いしていただいて、その解体が終わった後の解体についてはそのままで請け負いますから」という部分もあるかと思うんですね。

だから、やっぱりなんでもそうなんですけれども、課長ね、町民が簡単に理解できるような請負方法なり入札方法なりという部分で今後進めていただければありがたいと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 議員ご指摘の点については随分と私のほうでも検討させていただきまして、ただ一連の行為の中で発生した問題でございますし、もう一つは請負率の問題もでございます。新たな業者を入れてやるといった場合には、新たな経費ということで算出しなければならない。どちらが得かということなんですよね。具体的に、これほど大きく増額になるということは誰も予想していなかったわけでございますけれども、そういったもろもろの比較した中でどちらが一番安価になるかというようなことも考えながら、今回はこういうふうな形で契約させていただきました。

今後は、やはり、もう一つご指摘いただくとすれば事前の調査が不十分だったんじゃないかと、そう言われるのが一番私のほうでは申しわけないというふうに思っていますので、今後そういうことのないように十分に調査をしながら発注業務をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。委員長。

○13番（大橋信夫君） それでは、涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を提出します。

地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提出の理由といたしまして、町の条例改正に伴い、費用弁償中、支度料について削除し、死亡手当の額を改めるもの。

次のページをお開きいただきます。

別紙、涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年涌谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「支度料及び」を削り、「別表第3に掲げる額」を「520,000円」に改める。

別表第3を削る。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

涌谷町議会議長 遠藤稔雄殿、提出者 涌谷町議会議員 大橋信夫、同 加藤 紀、同 鈴木英雅、同 大平義孝、同 久 勉、同 大泉 治。

新旧対照表のアンダーラインの部分をこの条例により改正、それぞれ廃止、改めるということでございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤積雄君） 日程第8、議発第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いただきます。

○議会事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第3号

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

平成26年3月14日

提出者	涌谷町議会議員	大橋信夫
賛成者	同	加藤紀
賛成者	同	鈴木英雅
賛成者	同	大平義孝
賛成者	同	久勉
賛成者	同	大泉治

涌谷町議会 議長 遠藤積雄 殿

（別紙）

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

それにもかかわらず、いま、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされている。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言える。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を越えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ない。

こうした現状に鑑み、涌谷町議会は、政府に対して、下記の事項を強く要望する。

記

1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。

2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

3 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月14日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済再生担当大臣 殿

内閣府特命担当大臣（規制改革）殿

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ただいまの事務局総務班長の朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたしまして、提出者の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議発第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出については提出することに決しました。



◎請願・陳情

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、請願・陳情。今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。

陳情第1号 これからの勤労青少年教育のあり方に関する要望書、陳情第2号 新たな農業・農村政策に関する要請書、陳情第5号 地区の学校図書館から「有害図書（はだしのゲン）」撤去について、陳情第6号 漫画「はだしのゲン」の配架に係る調査に対する陳情及び陳情第7号 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することを求める陳情については配付いたしましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。

陳情第3号 涌谷町涌谷「赤心地区」に、火災等の災害時の避難経路等を整備することに関する陳情書については、会議規則第85条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は総務産業建設常任委員会に付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。

陳情第4号につきましては、先ほど議発第3号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出が可決され、既に含意が満たされておりますので、みなす採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号はみなす採択と決しました。



◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例3月会議に付された事件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議はこの後明日3月15日から12月26日までの287日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす3月15日から12月26日までの287日間を休会とすることに決しました。

散会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議員各位、参与の皆様には、9日間にわたるご審議あるいはご答弁、まことにご苦労さまでございました。

よりよい議会運営のあり方を議員皆様と話し合い、また参与の皆様のご協力をいただきながら回を重ねてまい

りました。おかげさまで項ごとの質疑においても多くの質疑、ご発言がございました。総括に捉えてみますと、涌谷町のまちづくりについて議会の皆様のイメージが総合的に形が整ってきているように思われます。

これからの会議もますます活発化して、町の発展に大きく寄与することを望み、散会に当たってのご挨拶いたします。ご苦労さまでございました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後1時11分